

○周南公立大学早期卒業に関する規程

(令和4年12月23日規程第16-1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学学則（令和4年規程第1-3号。以下「学則」という。）第36条第2項の規定に基づき、周南公立大学（以下「本学」という。）における早期卒業に関し必要な事項を定める。

2 本規程は、早期卒業に関する本学の最低基準を定めるもので、各学部の教授会が、早期卒業を認めないこと又は本規程以上の厳格な要件を別に決定することを妨げない。

(早期卒業の時期)

第2条 早期卒業の時期は、次の各号のとおりとする。

(1) 4月入学者 3年次の3月又は4年次の9月

(2) 10月入学者 3年次の9月又は4年次の3月

(対象学生及び早期卒業の要件)

第3条 早期卒業の対象となる学生は、本学の学部に3年以上在学（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第149条の規定に該当する者を含む。）し、卒業の要件として各学部が定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者とする。ただし、学則第18条（編入学）及び第19条（再入学）に該当する者は対象としない。

2 前項の「優秀な成績」とは、各学部の定める卒業要件単位の入学時から早期卒業時までの累積 GPA が 3.60 以上（教職科目は含めない）であることを要する。

(早期卒業適格者の認定及び学修指導)

第4条 早期卒業を希望する学生は、76単位以上を取得し、かつ、入学時からの累積 GPA が 3.60 以上である場合は、2年次終了時以降に、各学部長宛てに別記様式にて申し出るものとする。

2 周南公立大学学部の教学マネジメントに関する委員会設置規程（令和6年規程第5-16号）第2条第2号の事項を審議する各学部の委員会は、前項による申出に基づき、2年次終了、3年次前期終了又は3年次終了までの成績等を参考に、早期卒業適格者の認定を行い、教授会に報

告する。

- 3 各学部及び学科は、前項により適格の認定を受けた学生に対し、教育目標や公平性を損わない範囲で、早期卒業に向けた適切な学修指導及び履修における措置を行うこととする。

(早期卒業の判定及び認定)

第5条 各学部の教授会は、前条により適格の認定を受けた学生に対し、3年次終了時又は4年次前期終了時に早期卒業の判定を行う。

- 2 学長は、前項による教授会の判定を受けた学生に対して卒業を認定し、学則第37条に基づく学位を授与することができる。

(早期卒業の取消)

第6条 第4条により適格の認定を受けた学生が、第3条第2項の要件(第1条第2項により各学部の教授会が別に定めた場合はその要件)を充たさなかった場合は、前条による認定を取り消し、各学部で定める卒業要件単位を修得していても、4年次1年間の在学を義務づけるものとする。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学生支援部学務課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）

早 期 卒 業 申 請 書

年 月 日

学 部 長 様

申請者
所属学科
学籍番号
氏 名

下記のとおり、早期卒業を申請いたします。

記

1	修得単位・G P A（2 年次／3 年次前期／3 年次 終了時） 計 単 位 G P A
2	早期卒業希望時期 年 月
3	早期卒業を希望する理由